様式第２号（第９条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　様

舟橋村長　　　　　　　印

舟橋村安全運転装置補助金の交付の決定及び額の確定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった舟橋村安全運転装置補助金について、次のとおり交付することと決定し、及び同日で報告のあった安全運転装置の購入及び取付けの実績によりその額を確定しましたので、舟橋村安全運転装置補助金交付要綱（令和２年舟橋村告示第12号）第９条第１項の規定により通知します。

１　補助金の交付決定及び確定の額　　　金　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

　(1) 取り付けた安全運転装置を転売し、又は別の車両で使用しないこと。

　(2) 安全運転装置を取り付けた自動車を個人の用途に供すること。

　(3) 安全運転装置の取り付けた後に発生した事故、自動車の故障等について、村が一切の責任を負わないことについて了承すること。

　(4) 規則及びこの要綱の規定を遵守すること。